



(題字 小澤 浩 学長)

第439号  
(平成13年 7月号)

7月のトピックス

◇ 11日 富山大学入学式を挙



◇ 19日 高等学校の進路指導担当教諭との懇談会を開催



## 目 次

関 係 法 令 .....	3
学 内 規 則	
◆ 富山大学学長選考規則等に関する検討委員会要項の制定 .....	3
◆ 富山大学組織運営体制の整備に関する検討委員会要項の制定 .....	4
◆ 富山大学目標等策定委員会要項の制定 .....	5
◆ 富山大学教育業績評価の確立に関する検討委員会要項の制定 .....	6
◆ 富山大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー規則の制定 .....	6
◆ 富山大学低温液化室高压ガス危害予防規程の制定 .....	8
◆ 富山大学低温液化室運営委員会規則の改正 .....	10
◆ 富山大学水素同位体科学研究センター放射線障害予防規則の改正 .....	11
◆ 富山大学放射線同位元素総合実験室放射線障害予防規則の改正 .....	12
諸 会 議 .....	24
学 事	
◆ 富山大学全構成員のみなさまへ ―現状報告― .....	25
人 事 異 動 .....	26
学 内 諸 報	
◆ 富山大学入学式を挙行 .....	27
◆ 総合研究棟起工式を実施 .....	29
◆ 高等学校との進路指導担当教諭との懇談会を開催 .....	29
◆ 五福キャンパスの校内一斉清掃を実施 .....	30
◆ 就職ガイダンスと企業合同説明会を開催 .....	30
◆ 学校図書館司書教諭講習会が実施される .....	31
◆ 海外渡航者 .....	31
◆ 表彰 .....	32
主 要 行 事 .....	33

## 関 係 法 令

### (法 律)

- 学校教育法の一部を改正する法律（平成13.7.11 官報号外第144号）
- 社会教育法の一部を改正する法律（同）

### (規 則)

- 人事院規則 9 - 7（俸給等の支給）の一部を改正する人事院規則（人事院 9 - 7 - 8）（平成13.7.25 官報第3164号）
- 人事院規則 9 - 8（初任給，昇格，昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（同 9 - 8 - 43）（同）

- 人事院規則 9 - 55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同 9 - 55 - 56）（同）

### (告 示)

- 革新的技術開発研究推進費補助金交付規則の一部を改正する件（文部科学122）（平成13.7.9 官報第3153号）
- 教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定した件（文部科学123）（平成13.7.10 官報号外第143号）

## 学 内 規 則

### 富山大学学長選考規則等に関する検討委員会要項の制定

#### 富山大学学長選考規則等に関する検討委員会要項の制定理由

富山大学学長候補者選挙管理委員会において協議された問題点等について検討するための委員会を設置することに伴い、所要事項を定める。

富山大学学長選考規則等に関する検討委員会要項を次のとおり制定する。

平成13年 7 月 27 日

富山大学長 小 澤 浩

#### 富山大学学長選考規則等に関する検討委員会要項

##### (設 置)

第 1 条 富山大学評議会の下に、学長候補者の選考に当たり、富山大学学長候補者選挙管理委員会において協議された問題点等について検討するため、富山大学学長選考規則等に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

##### (組 織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 前学長候補者選挙管理委員会委員長

- (2) 学部（前号の委員の所属する学部を除く。）から選出された教授 各 1 人

##### (委 員 長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

##### (運 営)

第 4 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会できない。

- 2 委員会で検討された内容は、評議会に報告するもの

とする。

(意見の聴取)

第5条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

- 1 この要項は、平成13年7月27日から実施する。
- 2 委員会は、任務を終了した時点で解散する。

## 富山大学組織運営体制の整備に関する検討委員会要項の制定

### 富山大学組織運営体制の整備に関する検討委員会要項の制定理由

富山大学の組織運営体制をより充実させ、円滑な意志決定を図るための検討委員会を設置することに伴い、所要事項を定める。

富山大学の組織運営体制の整備に関する検討委員会要項を次のとおり制定する。

平成13年7月27日

富山大学長 小澤 浩

### 富山大学の組織運営体制の整備に関する 検討委員会要項

(設置)

第1条 富山大学評議会の下に、富山大学の組織運営体制をより充実させ、円滑な意志決定を図るため、富山大学の組織運営体制の整備に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 学長補佐体制の在り方に関すること。
- (2) 外部評価への対応に関すること
- (3) 学内意見の集約の在り方に関すること
- (4) その他組織運営体制の整備に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長 1人
- (2) 評議員 各学部1人
- (3) 学内共同教育研究施設、保健管理センター及び学内共同利用施設（以下「施設等」という。）から選出された施設等の長 1人
- (4) 事務局長

2 学長及び副学長（前項1号の副学長を除く。）は、オブザーバーとして出席することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会できない。

2 委員会で検討された内容は、評議会に報告するものとする。

(意見の聴取)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

- 1 この要項は、平成13年7月27日から実施する。
- 2 委員会は、第2条の任務を終了した時点で解散する。

## 富山大学目標等策定委員会要項の制定

### 富山大学目標等策定委員会要項の制定理由

富山大学の基本目標，中期目標・中期計画及び年度計画を策定し，かつ，常に見直しを図るための委員会を設置することに伴い，所要事項を定める。

富山大学目標等策定委員会要項を次のとおり制定する。

平成13年 7 月27日

富山大学長 小 澤 浩

### 富山大学目標等策定委員会要項

#### (設 置)

第1条 富山大学評議会の下に，富山大学の基本目標，中期目標・中期計画及び年度計画（以下「目標等」という。）を策定し，かつ，諸情勢の変化に対応し，常に見直しを図るため，富山大学目標等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (任 務)

第2条 委員会は，次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 富山大学の基本目標の策定及び見直しに関すること
- (2) 富山大学の中期目標・中期計画の策定及び見直しに関すること
- (3) 富山大学の中期目標・中期計画に基づく年度計画の策定に関すること
- (4) その他，富山大学の目標等に関し，学長が必要と認めること

#### (組 織)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 評議員 各学部 1 人
- (4) 学内共同教育研究施設，保健管理センター及び学内共同利用施設（以下「施設等」という。）から選出された施設等の長 1 人

(5) 自己点検評価委員会専門委員会委員（主査，副主査を除く。） 各 1 人

(6) 事務局長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き，学長をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。ただし，委員長に事故あるときは，委員長があらかじめ指名した副学長がその職務を代行する。

(運 営)

第5条 委員会は，委員の過半数が出席しなければ開会できない。

2 委員会で検討された内容は，評議会に報告するものとする。

(意見の聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは，委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は，総務部企画室において処理する。

(雑 則)

第8条 この要項に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が定める。

#### 附 則

- 1 この要項は，平成13年 7 月27日から実施する。
- 2 富山大学の将来計画に関する検討特別委員会要項（平成12年 7 月31日制定）は，廃止する。

## 富山大学の教育業績評価の確立に関する検討委員会要項の制定

### 富山大学の教育業績評価の確立に関する検討委員会要項の制定理由

富山大学における教員の教育業績の適正な評価方法の確立を図るための検討委員会を設置することに伴い、所要事項を定める。

富山大学の教育業績評価の確立に関する検討委員会要項を次のとおり制定する。

平成13年 7 月27日

富山大学長 小 澤 浩

### 富山大学の教育業績評価の確立に関する 検討委員会要項

#### (設 置)

第1条 富山大学評議会の下に、富山大学における教員の教育業績の適正な評価方法の確立を図るため、富山大学の教育業績評価の確立に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (組 織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名した評議員 1人
- (2) 教養教育企画専門委員会委員長
- (3) 学部から選出された教授 各1人

2 学長及び副学長は、オブザーバーとして出席することができる。

#### (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、評議員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指

名した委員がその職務を代行する。

#### (運 営)

第4条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会できない。

2 委員会で検討された内容は、評議会に報告するものとする。

#### (意見の聴取)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

#### (庶 務)

第6条 委員会の庶務は、学生部学生課及び総務部人事課において処理する。

#### (雑 則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

- 1 この要項は、平成13年 7 月27日から実施する。
- 2 委員会は、任務を終了した時点で解散する。

## 富山大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー規則の制定

### 富山大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー規則の制定理由

富山大学に、学内共同利用施設として富山大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを置くことに伴い、所要事項を定める。

富山大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー規則を次のとおり制定する。

平成13年 7 月27日

富山大学長 小 澤 浩

## 富山大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー規則

## (設 置)

第1条 富山大学（以下「本学」という。）に、富山大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「ラボラトリー」という。）を置く。

## (目 的)

第2条 ラボラトリーは、学内共同利用施設として本学大学院において、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進するとともに、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材を育成することを目的とする。

## (業 務)

第3条 ラボラトリーは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 独創的な研究開発プロジェクトの実施及び推進
- (2) 大学院学生及び若手研究員の自由な発想、創造性を育成する教育研究の実施
- (3) 国内外の先駆的研究者及び産業界との情報交換及び交流事業の実施
- (4) その他ラボラトリーの目的を達成するために必要な業務

## (職 員)

第4条 ラボラトリーに次の職員を置く。

- (1) ラボラトリー長
- (2) 副ラボラトリー長
- (3) その他必要な職員

（ラボラトリー長の選考等）

第5条 ラボラトリー長は、本学の大学院理工学研究科を担当する教授のうちから第7条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が命ずる。

2 ラボラトリー長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 ラボラトリー長は、ラボラトリーの業務を掌理する。

（副ラボラトリー長の選考等）

第6条 副ラボラトリー長は、本学の大学院理工学研究科を担当する教授のうちから第7条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が命ずる。

2 副ラボラトリー長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 副ラボラトリー長は、ラボラトリー長を補佐し、ラボラトリーの業務を整理する。

（運営委員会）

第7条 ラボラトリーの管理運営に関する重要事項を審議するため、富山大学ベンチャー・ビジネス・ラボラ

トリー運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員会の審議事項）

第8条 運営委員会は、ラボラトリーに関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 研究開発プロジェクトの選定及び推進に関すること。
- (3) ラボラトリー長候補者及び副ラボラトリー長候補者の推薦に関すること。
- (4) その他管理運営に関する重要事項

（運営委員会の組織）

第9条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) ラボラトリー長
- (2) 副ラボラトリー長
- (3) 各研究開発プロジェクトから推薦された教員

各2人

- (4) 研究科長
- (5) 理工学研究科副研究科長
- (6) 地域共同研究センター長
- (7) その他運営委員会が必要と認めた者

2 前項第3号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第3号及び第7号の委員は、ラボラトリー長が委嘱する。

（委員長）

第10条 運営委員会に委員長を置き、ラボラトリー長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（運営委員会の議事）

第11条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

（意見の聴取）

第12条 運営委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（雑 則）

第13条 この規則に定めるもののほか、ラボラトリーの

運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、ラボラトリー長が定める。

(庶務)

第14条 ラボラトリーの庶務は、総務部研究協力課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成13年7月27日から施行する。

2 この規則施行後、最初に任命されるラボラトリー長及び副ラボラトリー長の選考は、第5条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、富山大学理工学研究科委員会の推薦により学長が命ずるものとする。

3 この規則施行後、最初に任命されるラボラトリー長及び副ラボラトリー長の任期は、第5条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず平成16年3月31日までとする。

## 富山大学低温液化室高圧ガス危害予防規程の制定

### 富山大学低温液化室高圧ガス危害予防規程の制定理由

富山大学低温液化室における高圧ガスの製造及びその取扱いに関して、高圧ガス保安法に基づき、災害の防止及び安全の確保を目的として所要事項を定める。

富山大学低温液化室高圧ガス危害予防規程を次のとおり制定する。

平成13年7月27日

富山大学長 小 澤 浩

### 富山大学低温液化室高圧ガス危害予防規程

(目 的)

第1条 この規程は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、富山大学低温液化室における高圧ガスの製造及びその取扱いについて必要な事項を定め、高圧ガスによる災害を防止し、もって学内及び公共の安全を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「高圧ガス」とは、法第2条に規定する高圧ガスのうち、液化ヘリウムガス及び液化窒素ガスをいう。

(製造施設)

第3条 富山大学低温液化室における高圧ガス製造施設は別表1のとおりとする。

(保安管理)

第4条 学長は、高圧ガスによる災害防止に関する保安業務を統括する。

2 高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理するため、高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を置き、低温液化室長をもって充てる。

3 製造施設の維持、製造方法の監督その他高圧ガスの

製造に係る保安に関する技術的な事項を管理させるため、高圧ガス製造保安係員（以下「保安係員」という。）を置き、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「省令」という。）第66条第2項に規定する製造保安責任者免状を有する職員のうちから学長が選任する。

4 学長は、あらかじめ保安統括者及び保安係員（以下「保安統括者等」という。）の代理者を選任し、保安統括者等が旅行、疾病及びその他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させるものとする。

5 保安係員の代理者は、第3項に規定する製造保安責任者免状を有する職員のうちから学長が選任するものとする。

6 保安係員は、法第8条に定められた技術上の基準に関し、製造施設が省令等に適合するよう管理するものとする。

7 前6項に規定する保安管理体制については別表2のとおりとする。

(監督の方法)

第5条 保安統括者等は、法、省令若しくはこれに基づく命令又はこの規程の実施を確保するため、関係職員に指示を与え、必要と認めた場合には、製造施設にお

ける作業を停止させる等の措置を講ずることができる。

- 2 関係職員は、保安統括者等が保安のために行う指示に従わなければならない。

(立入禁止区域)

第6条 高圧ガスによる危害を予防するため、必要に応じて製造施設の周囲に立入禁止区域を設けるものとする。

- 2 前項の立入禁止区域には、保安統括者等の許可を受けた者以外の者は、立ち入ってはならない。

(標 識)

第7条 製造施設には、見やすい場所に次の事項を記載した標識を設けなければならない。

- (1) 高圧ガスの製造施設であること。
- (2) 高圧ガスの種類
- (3) 立入禁止、火気の制限その他の注意事項
- (4) 法第36条に規定する緊急事態に対する措置

(運転及び操作)

第8条 製造施設の運転及び操作に当たっては、保安係員の監督の下にこれを行わなければならない。

- 2 保安上重要な運転及び操作は、保安係員が適格と認められた者に行わせるものとする。

(安全装置)

第9条 安全装置の取付け個所及び操作方法については、表示するとともに関係職員及び学生に周知しておかななければならない。

- 2 前項に規定する安全装置のうち、安全弁に付帯して設けた止め弁については、高圧ガス製造中は、常時全開とし、「開」と記載した標識を掲げておくものとし、その取扱いは、保安係員が行わなければならない。
- 3 安全装置は、1年に1回以上検査し、規定圧力で作動するよう調整しておかななければならない。

(圧力計)

第10条 圧力計は、使用圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛のものを使用し、見やすい場所に取り付けておかななければならない。

(液面計)

第11条 液化ガスの貯槽には、液面計を設けなければならない。この場合において、液面計としてガラス管ゲージを使用するときは、破損を防止するための措置を講ずるものとする。

(充てん)

第12条 貯槽に液化ガスを充てんするときは、液化ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の90%を超えてはならない。

(ガス設備の修理及び清掃)

第13条 ガス設備の修理及び清掃（以下「修理等」という。）並びにその後の製造については、あらかじめ作業の方法、工程表等を明示し、保安係員の指示の下に次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) ガス設備を開放して修理を行うときは、当該ガス設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることのないように当該開放部の前後のバルブ又はコックを閉止し、かつ、盲板を施す等の措置を講ずること。
- (2) 前号の規定により閉止されたバルブ若しくはコック又は盲板には、操作してはならない旨の表示及び施錠をする等の措置を講ずること。
- (3) 修理等が終了したときは、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造しないこと。

(巡視及び点検)

第14条 保安係員は、別に定める巡視及び点検基準により、ガス設備の使用開始時及び使用終了時に当該ガス設備の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上ガス設備の作動状況について点検し、異常あるときは、当該設備の補修その他危険を防止する措置を講ずるものとする。

(保安検査)

第15条 法第35条に規定する保安検査は、1年に1回受けるものとする。

(定期自主検査)

第16条 法第35条の2に規定する定期自主検査は、省令の定めるところにより、保安係員の監督の下に実施し、その検査記録を作成し、これを保存するものとする。

(帳 簿)

第17条 保安係員は、法第60条第1号の規定に基づき、帳簿を備え、次に掲げる事項について記録し、第1号及び第2号の事項については2年間、第3号の事項については10年間保存するものとする。

- (1) 製造施設の運転状況
- (2) 高圧ガスの受入状況
- (3) 製造施設に異常があった場合及び講じた措置等  
(漏えい又は噴出時の措置)

第18条 高圧ガスが漏えいし、又は噴出したときは、製造装置の運転を停止する等応急の措置を講ずるとともに、直ちに保安統括者等に通報し、その指示を受けるものとする。

(緊急事態に対する措置)

第19条 製造施設又はその付近において災害が発生し、又は災害発生の危険が急迫したことを知った者は、直ちに保安統括者等に通報するものとする。

2 保安統括者等は、通報の内容に応じ、次の各号に掲げるところに連絡するものとする。

- (1) 学長
- (2) 消防署
- (3) 警察署
- (4) 富山県環境衛生課
- (5) 富山市民病院

(保安教育及び規程の周知)

第20条 保安統括者は、保安教育計画を作成し、関係職

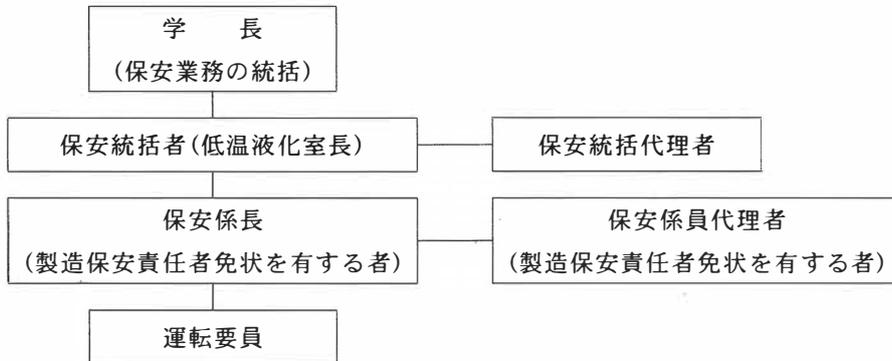
別表第 1

高圧ガス製造施設の名称・場所等

高圧ガス製造施設名	高圧ガスの種類	製造施設の場所
液化窒素製造施設	液化窒素ガス	低温液化室
液体ヘリウム製造施設	液化ヘリウムガス	

別表第 2

保 安 管 理 体 制



### 富山大学低温液化室運営委員会規則の改正

富山大学低温液化室運営委員会規則の改正理由

- 1 富山大学低温液化室運営委員会の構成員の見直し等に伴い、所要事項を改める。
- 2 字句等の整備を行う。

富山大学低温液化室運営委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成13年 7 月27日

富山大学長 小 澤 浩

### 富山大学低温液化室低温液化室運営委員会 規則の一部を改正する規則

富山大学低温液化室運営委員会規則（昭和51年7月27日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「各学部の教官」を「学部から選出された教員」に改め、同項第3号を削り、第4号を第3号とする。

2 前項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条第1項中「委員長は、委員の互選とする。」を「室長をもって充てる」に改め、同条第2項中「委員長の指名した委員」を「委員長があらかじめ指名した委員」

に改める。

第6条を次のように改める。

（意見の聴取）

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第7条中「庶務部庶務課」を「総務部研究協力課」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（専門委員会）

第7条 委員会に、専門的事項を調査審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成13年7月27日から施行する。

## 富山大学水素同位体科学研究センター放射線障害予防規則の改正

### 富山大学水素同位体科学研究センター放射線障害予防規則の改正理由

- 1 国際放射線防護委員会の勧告（ICRP Pub.60）の取り入れ等による放射線障害防止法関係法令の改正に伴い、富山大学水素同位体科学研究センター放射線障害予防規則の整備を図るため、所要事項を改める。
- 2 字句の整備を行う。

富山大学水素同位体科学研究センター放射線障害予防規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成13年4月1日

富山大学長 時 澤 貢

### 富山大学水素同位体科学研究センター放射線 障害予防規則の一部を改正する規則

富山大学水素同位体科学研究センター放射線障害予防規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学水素同位体科学研究センター放射線障害  
予防規定

第1条中「規則」を「規定」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「放射線管理手帳」を「放射性同位元素等取扱者証」に改め、同条中「線量当量」を「線量」に改める。

第9条第3号及び第4号中「貯蔵箱」を「貯蔵施設内の保管庫」に改める。

第15条の2第1項第1号中「線量当量」を「線量」に改め、同項第4号中「外部被ばく線量については1センチメートル線量当量について100マイクロシーベルトを、内部被ばく線量当量については実効線量当量について」を「外部被ばく線量及び内部被ばく線量について」に改め、同条第3項中「実効線量当量及び組織線量当量」を「実効線量及び等価線量」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 主任者は、実効線量が年20ミリシーベルトを越えた従事者に対して、当該1年間以降は当該1年間を含む5年間の累積実効線量を当該期間について毎年度算定し、記録しなければならない。

第17条中「規則」を「規定」に改める。

第18条第1項を次のように改める。

第18条 センター長は、従事者に対し次に掲げる事項に

ついて健康診断を受けさせなければならない。

(1) 問診

(2) 以下の部位及び項目についての検査及び検診

① 末しょう血液中の色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

② 皮膚

③ 眼

ただし、①～③の部位又は項目については、医師が必要と認める場合に限る。

第19条第2項、第20条第2項及び第21条第6項中「科

学技術庁長官」を「文部科学大臣」に改める。

第22条中「規則」を「規定」に改める。

別紙第5号様式中「線量当量算定結果記録」を「線量算定結果記録」に、「外部被ばく線量当量」を「内部被ばく線量当量」に、「実効線量当量」を「実効線量」に、「組織線量当量」を「等価線量」に改める。

附 則

この規定は、平成13年4月1日から施行する。

## 富山大学放射性同位元素総合実験室放射線障害予防規則の改正

### 富山大学放射性同位元素総合実験室放射線障害予防規則の改正理由

- 1 国際放射線防護委員会の勧告（ICRP Pub. 60）の取り入れ等による放射線障害防止法関係法令の改正に伴い、富山大学放射性同位元素総合実験室放射線障害予防規則の整備を図るため、所要事項を改める。
- 2 字句の整備を行う。

富山大学放射性同位元素総合実験室放射線障害予防規則の全部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成13年4月1日

富山大学長 時 澤 貢

### 富山大学放射性同位元素総合実験室放射性障害予防規則の全部を改正する規則

富山大学放射性同位元素総合実験室放射性障害予防規則（平成5年3月12日全部改正）の全部を次のように改正する。

富山大学放射性同位元素総合実験室放射性障害予防規定

#### 第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規定は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年法律第167号。以下「法律」という。）第21条第1項及び人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）第27条第1項の規定に基づき、富山大学放射性同位元素総合実験室（以下「総合実験室」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公

共の安全を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規定は、総合実験室の管理区域に立ち入るすべての者に適用する。

（養護の定義）

第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「放射線作業」とは、放射性同位元素等の使用、保管、運搬及び廃棄の作業をいう。

(2) 「業務従事者」とは、放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者（一時的に立ち入る者を除く。）で総合実験室長（以下「室長」という。）が放射線業務従事者として承認した者をいう。

(3) 「放射線施設」とは、使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。

（他の規則との関連）

第4条 放射性同位元素等の取扱いに係る保安については、他の規則その他保安に関する規定のほか、この規定の定めるところによる。

(内規等の制定)

第5条 室長は、法律及びこの規定に定める事項の実施について、必要な事項を定めることができる。

(遵守等の義務)

第6条 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者は、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

2 室長は、主任者が法律及びこの規定に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

3 室長は、第8条に定める総合実験室放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）がこの規定に基づいて行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

## 第2章 組織及び職務

(組 織)

第7条 総合実験室における放射性同位元素等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図Iのとおりとする。

(安全委員会)

第8条 総合実験室に、放射線障害防止について必要な事項を企画審議するため、安全委員会を置く。

2 安全委員会の組織及び運営については、別に定める。（主任者及び代理者）

第9条 学長は、総合実験室における放射線障害の発生の防止について総括的な監督を行わせるため、法律に規定する第1種放射線取扱主任者の資格を有する者の中から、富山大学安全管理委員会の指名に基づき、放射線取扱主任者を選任しなければならない。

2 学長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、法律に規定する第1種放射線取扱主任者の資格を有する者の中から主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。

3 主任者は、総合実験室における放射線障害発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 総合実験室放射線障害予防規定の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入検査等の立会い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 室長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等への監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示

(9) 安全委員会の開催の要求

(10) その他放射線障害防止に関する必要な事項

4 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

(放射線施設責任者)

第10条 室長は、学長の命により、総合実験室の放射線施設責任者として、放射線障害予防業務及び施設の維持並びに管理業務を総括する。

(管理区域責任者)

第11条 総合実験室の管理区域内に担当区域を定め、室長の委嘱により管理区域責任者を置く。

2 管理区域責任者は、主任者の指示のもとに、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 担当する管理区域における放射線障害防止のための必要な点検及び措置
- (2) 業務従事者に対する主任者及び室長の徹底
- (3) 担当する管理区域における放射性同位元素の使用、保管及び廃棄に関する記帳並びに室長への報告

3 室長は、第13条に掲げる業務従事者として登録をした者の中から管理区域責任者を選任する。

(取扱責任者)

第12条 室長は、放射線取扱作業グループごとに取扱責任者を定めなければならない。

2 取扱責任者は、当該グループの業務従事者を総括する。

3 取扱責任者は、当該グループの業務従事者に対し放射性同位元素等の取扱いについて適切な指示を与えるとともに使用、保管、運搬及び廃棄に関する記録を行い、管理区域責任者に報告しなければならない。

4 取扱責任者は、第13条に掲げる業務従事者として登録しなければならない。

(業務従事者)

第13条 総合実験室において、放射性同位元素等の取扱い等業務に従事する者は、業務従事者として登録しなければならない。

2 業務従事者は、取扱責任者の申請に基づき、主任者の同意のもとに室長が承認したうえで登録する。

3 室長は、前項の承認を行うにあたり、業務従事者として申請した者に対し第31条に定める教育及び訓練並びに第32条に定める健康診断を実施させ、その結果を照査しなければならない。

(健康管理医)

第14条 健康管理医は、第32条に規定する健康診断を実

施する。

- 2 健康管理医は、富山大学保健管理センター職員（医師である者に限る。）及び学校医ののうちから学長が指名若しくは委嘱する。

### 第3章 管理区域

（管理区域）

第15条 室長は、放射線障害防止のため、施行規則第1条第1号に定める場所及びその他放射線障害のおそれのある場所を管理区域（以下「管理区域」という。）として指定する。

- 2 前項で指定する管理区域における作業基準は、別に定める放射線安全作業基準による。

- 3 管理区域責任者は、次の各号に掲げる者以外の者を担当する管理区域に立ち入らせてはならない。

- (1) 業務従事者として登録された者
- (2) 一時立入者として、主任者又は室長が認めた者（管理区域に係る線量等）

第15条の2 管理区域に係る外部放射線の線量、空気中の放射性同位元素の濃度及び放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度は、次のとおりとする。

- (1) 外部放射線に係る線量については、実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルト
- (2) 空気中の放射性同位元素の濃度については、3月間についての平均濃度が空气中濃度限度の10分の1
- (3) 放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、表面汚染密度の10分の1
- (4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれのあるときは、第1号に規定する実効線量に対する割合と第2号に規定する空気中の放射性同位元素の濃度に対する割合の和が1となるような実効線量及び空気中の放射性同位元素の濃度

（管理区域に関する遵守事項）

第16条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
- (2) 管理区域内に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。
- (3) 放射線測定器を指定された位置に着用すること。
- (4) 管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。
- (5) 業務従事者は、主任者が放射線障害を防止するた

めに行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。

- (6) 一時立入者は、室長、主任者及び管理区域責任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。

2 密封されていない放射性同位元素を取り扱う管理区域に立ち入る者及び密封されていない放射性同位元素を取り扱う業務従事者は、前項各号に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 専用の作業衣、作業靴、その他必要な保護具を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域の外に出ないこと。
- (2) 放射性同位元素を体内摂取したとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに管理区域責任者に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、管理区域責任者に連絡するとともに、直ちに除染のための措置を取ること。また、汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。

3 室長は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取り扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

### 第4章 維持及び管理

（巡視及び点検）

第17条 管理区域責任者は、別表1に掲げる項目について、別に定める点検・維持管理要領により、定期的に放射線施設の巡視、点検を行わなければならない。

- 2 管理区域責任者は、前項の巡視、点検の結果、異常を認めたときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

（自主点検）

第18条 管理区域責任者は、別表2に掲げる項目について、別に定める点検・維持管理要領により、毎年1回以上使用施設等に係る自主点検を行わなければならない。

- 2 管理区域責任者は、前項の自主点検の結果、異常を認めたときは、その状況及び原因を調査し、修理等必要な措置を講じなければならない。

3 室長及び主任者は、前項の調査の結果、その異常が使用施設等に係る保安に重大な影響があると認めるときは、学長に通報しなければならない。

4 管理区域責任者は、自主点検を終えたときは、その結果について、主任者を經由して学長に報告しなけれ

ばならない。

(修理、改造)

第19条 管理区域責任者は、それぞれ担当する区域の設備、機器等について、修理、改造、除染等を行うときは、その実施計画を作成し、主任者及び学長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。

2 室長は、前項の承認を行おうとするときにおいて、必要があると認めるときは、その安全性、安全対策等を安全委員会に諮問するものとする。

3 管理区域責任者は、第1項の修理、改造、除染等を終了したときは、その結果について主任者を經由して学長に報告しなければならない。

## 第5章 使用

(密封されていない放射性同位元素の使用)

第20条 密封されていない放射性同位元素(以下「非密封放射性同位元素」という。)を使用する者は、室長の管理のもとに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 非密封放射性同位元素の使用は、別に定める放射線安全作業基準に従って作業室において行い、許可使用数量を超えないこと。
- (2) 排気設備が正常に動作していることを確認すること。
- (3) 吸収剤、受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
- (4) シャヘイ壁、その他シャヘイ物により適切なシャヘイを行うこと。
- (5) 遠隔操作装置、かん子等により、線源との間に十分な距離を設けること。
- (6) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (7) 管理区域においては、専用の作業衣、保護具等を着用して作業すること。また、これらを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。
- (8) 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、はき物、保護具等人体に着用している物の汚染を検査し、汚染があった場合は除去すること。
- (9) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。
- (10) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

(11) 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。

2 放射性同位元素の使用にあたっては、あらかじめ使用に係る放射性同位元素使用計画書を作成し、主任者及び室長の承認を受けなければならない。

(密封された放射性同位元素の使用)

第21条 密封された放射性同位元素(以下「密封放射性同位元素」という。)を使用する者は、取扱責任者の管理のもとに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際して、放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること。
- (2) シャヘイ壁その他シャヘイ物により適切なシャヘイを行うこと。
- (3) 遠隔操作装置、かん子等により、線源との間に十分な距離を設けること。
- (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (5) 管理区域においては、専用の作業衣、保護具等を着用して作業すること。また、これらを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。
- (6) 密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。
- (7) 線源を移動して使用する場合は、使用后直ちにその線源の紛失、漏えい等異常の有無を放射線測定機器により点検し、異常が判明した場合は、探査その他放射線障害を防止するため必要な措置を講ずること。
- (8) 機器に装備された線源を使用する場合は、線源を機器に固定したままで使用すること。

## 第6章 保管、運搬及び廃棄

(保管)

第22条 放射性同位元素は所定の容器に入れ、所定の貯蔵室又は貯蔵箱に入れて貯蔵すること。

- 2 貯蔵室又は貯蔵箱には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- 3 貯蔵箱及び耐火性の容器は放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。
- 4 非密封放射性同位元素を貯蔵箱に保管する場合は、

容器の転倒、破損等を考慮し、吸収剤、受皿を使用する等、貯蔵室内又は貯蔵箱内に汚染が拡大しないような措置を講ずること。

- 5 密封放射性同位元素であって機器に装備されているものは、装備した状態で保管し、シャッター機構のあるものは、保管中容器のシャッターを閉止すること。
- 6 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

(管理区域における運搬)

第23条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(学内における運搬)

第24条 学内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、前条に規定する措置に加えて、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、あらかじめ主任者及び室長の承認を受けて行なわなければならない。

- (1) 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂、破損等が生じるおそれのないように措置すること。
- (2) 表面汚染密度については、搬出物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。
- (3) 1センチメートル線量当量率については、搬出物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、搬出物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置すること。
- (4) 運搬経路を限定し、見張人の配置、標識等の方法により関係者以外の者の接近及び運搬車両以外の通行を制限すること。
- (5) 車両で運搬する場合は、運搬車両の速度を制限し、必要な場合には伴走車を配置すること。
- (6) 監督者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
- (7) 車両及び輸送容器表面に標識をつけること。
- (8) その他関係法令に基づき実施すること。

(学外における運搬)

第25条 学外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者及び室長を経て学長の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(廃棄)

第26条 非密封放射性同位元素等の廃棄は、次の各号に従って行わなければならない。

- (1) 固体状の放射性廃棄物は、不燃性及び可燃性に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し廃棄物保管室に保管廃棄すること。ただし、動物に係る放射性廃棄物は、乾燥処理を行った後、所定の廃棄物容器に入れ廃棄物保管室に保管廃棄すること。
- (2) 液体状の放射性廃棄物は、所定の放射能レベルに分類し、保管廃棄又は排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排水すること。ただし、有機廃液は、焼却可能な有機廃液とその他の有機廃液に区別して収集し、所定の廃棄物容器に入れ廃棄物保管室に保管廃棄すること。
- (3) 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。

2 放射性有機廃液を焼却炉により焼却する場合は、次の各号に従って行わなければならない。

- (1) 焼却処理は $^3\text{H}$ 、 $^{14}\text{C}$ 、 $^{32}\text{P}$ 、 $^{35}\text{S}$ 及び $^{45}\text{Ca}$ のみを含んだ有機廃液に限ること。
- (2) 放射性有機廃液の上限濃度の目標値は、次の値とすること。
  - ①  $^3\text{H}$ 、 $^{14}\text{C}$ 、 $^{35}\text{S}$ については37メガベクレル/ $\text{m}^3$
  - ②  $^{32}\text{P}$ 、 $^{45}\text{Ca}$ については3.7メガベクレル/ $\text{m}^3$
- (3) 焼却炉の運転は、室長の管理のもとに行うこと。
- (4) 室長は、焼却炉の安全運転、保守点検、廃棄作業、異常時及び危険時の措置に必要な教育訓練を受けた者の中から運転担当者及び保守点検担当者を選任すること。
- (5) 焼却炉の運転は別に定める放射性有機廃液の焼却に関する安全管理要領に従って行い、異常が発生した場合は、直ちに運転を停止し主任者に報告するとともに適切な措置を講じなければならない。
- (6) 焼却炉は別に定める放射性有機廃液の焼却に関する安全管理要領に基づき定期的に点検するとともに、運転前においても所定の点検を行い、異常を認めた場合は適切な措置を講じなければならない。

3 密封放射性同位元素の廃棄は、廃棄業者に引き渡すことによって行わなければならない。

(保管状況の調査)

第27条 取扱責任者は、毎年1回以上、所管する放射性

同位元素の保管量及び保管の状況の調査を行い、核種毎の保管量及び保管の状況を取りまとめ、その結果を主任者及び室長に報告しなければならない。

#### 第7章 測定

##### (放射線測定器の保守)

第28条 室長は、安全管理に係る放射線測定器について常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

##### (場所の測定)

第29条 室長は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。

2 放射線の量は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。

3 非密封放射性同位元素取扱施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は使用施設、貯蔵室、廃棄物保管室、管理区域境界及び総合実験室の境界並びに本学の境界について別に定める作業環境測定要領に従い行うこと。

(2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室及び廃棄作業室、汚染検査室、廃棄設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域境界について別に定める作業環境測定要領に従い行うこと。

(3) 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、1月を超えない期間毎に1回行うこと。ただし、排気口又は排水口における測定は、排気又は排水のつど行うこと。

4 密封放射性同位元素取扱施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は使用施設、貯蔵施設、管理区域境界及び総合実験室の境界並びに本学の境界について別に定める作業環境測定要領に従い行うこと。

(2) 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。

5 前4項の測定は、次の各号に掲げる項目について測定結果を記録し、保存しなければならない。

(1) 測定日時

(2) 測定場所

(3) 測定をした者の氏名

(4) 放射線測定器の種類及び形式

(5) 測定方法

(6) 測定結果

6 前項の測定結果は、室長が5年間保存するものとする。

(個人被ばく線量の測定)

第30条 取扱責任者及び室長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を用いて、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

(1) 放射線の量の測定は、外部被ばく線量及び内部被ばく線量について行うこと。

(2) 放射線業務従事者の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

① 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト

② 4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト

③ 女子（妊娠する可能性がないと診断された者、妊娠の意志のない旨を学長に書面で申し出た者及び妊娠中の者を除く）については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間につき5ミリシーベルト

④ 妊娠中の女子については、第1号及び第2号で規定するほか、本人の申し出等により学長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）について1ミリシーベルト

(3) 測定は胸部（女子は腹部（妊娠の可能性がないと診断された者、妊娠の意志のない旨を学長に書面で申し出た者にあつては胸部））について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、人体部位を「頭部及びけい部」、「胸部及び上腕部」、「腹部及び大たい部」に分けたとき、最大被ばく部位が「胸部及び上腕部」（女子は「腹部及び大たい部」（妊娠の可能性がないと診断された者、妊娠の意志のない旨を学長に書面で申し出た者は「胸部及び上腕部」））以外の場合は、当該部分についても測定する。また、最大被ばく部位が上記3部位以外の場合は、当該部位についても70マイクロメートル線量当量を測定する。

(4) 放射性同位元素を誤って吸入摂取又は経口摂取したとき及び吸入摂取又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者は3月（本人の申し出等により学

長が妊娠の事実を知ることとなった女子及び1月に受ける実効線量が1.7ミリシーベルトを超えるおそれのある女子は1月)を超えない期間ごとに1回行う。ただし、一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものは内部被ばくが実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りでない。

(5) 測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行う。ただし、一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものは、外部被ばく及び内部被ばくが実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないとき(計算等により確認できる場合)はこの限りでない。

(6) 放射線業務従事者の身体組織に係る一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

- ① 眼の水晶体については、4月1日を始期とする1年間につき150ミリシーベルト
- ② 皮膚については、4月1日を始期とする1年間につき500ミリシーベルト
- ③ 妊娠中である女子の腹部表面については、同条第2号④に規定する期間につき2ミリシーベルト

(7) 次のに掲げる項目について測定結果を記録すること。

- ① 測定対象者の氏名
- ② 測定をした者の氏名
- ③ 放射線測定器の種類及び形式
- ④ 測定方法
- ⑤ 測定部位及び測定結果

(8) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に集計し記録すること。

(9) 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次に掲げる項目について記録すること。

- ① 算定年月日
- ② 対象者の氏名
- ③ 算定した者の氏名
- ④ 算定対象期間
- ⑤ 実効線量
- ⑥ 等価線量及び組織名
- ⑦ 累積実効線量

(10) 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期

とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に行い記録すること。

(11) 前号による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む文部科学大臣が定める期間の累積実効線量(前号により4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。)を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。

- ① 集計年月日
- ② 対象者の氏名
- ③ 集計した者の氏名
- ④ 集計対象期間
- ⑤ 累積実効線量

(12) 当該測定の対象者に対し、第7号から前号までの記録の写しを記録の都度交付すること。

(13) 第7号から第11号までの記録を保存すること。ただし、当該記録の対象者が業務従事者でなくなった場合又は当該記録を5年間保存した後においてこれを文部科学大臣が指定する機関に引き渡すときには、この限りでない。

2 室長は、前項の測定結果及び実効線量の算定結果に基づき、使用施設等における1年間の業務従事者の個人実効線量分布を作成し、安全委員会に報告しなければならない。

#### 第8章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第31条 室長は、放射性同位元素等の取扱い業務に従事する者に対し、この規定の周知を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

- ① 業務従事者として登録する前
- ② 初めて管理区域に立ち入る前及び取扱い業務に従事する前
- ③ 管理区域に立ち入った後及び取扱い業務の開始後にあつては1年を超えない期間ごと。

(2) 前号①及び②については、次に掲げる項目及び時間数を、また③については、次に掲げる項目を実施すること。

- ① 放射線の人体に与える影響 30分間以上  
 ② 放射性同位元素の安全取扱い 4 時間以上  
 ③ 放射線障害の防止に関する法律 1 時間以上  
 ④ 放射線障害予防規定 30分間以上  
 ⑤ その他放射線障害防止に関して必要な事項
- 3 前項の規定にかかわらず前項第 2 号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。
- 4 主任者又は室長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な注意事項を熟知させなければならない。
- 5 主任者は、教育及び訓練を実施したときは、その都度実施結果を記録するとともに、室長に報告しなければならない。
- 第 9 章 健康診断  
 (健康診断)
- 第32条 室長は、業務従事者に対して次の各号に定めるところにより、健康管理医をもって健康診断を実施しなければならない。
- (1) 実施時期は次のとおりとする。
- ① 業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前  
 ② 管理区域に立ち入った後には 1 年を超えない期間ごと。
- (2) 健康診断は問診及び検査又は検診とする。
- (3) 問診は放射線の被ばく歴及びその状況について行うこと。
- (4) 検査又は検診は次の部位及び項目について行うこと。ただし、①から③については、医師が必要と認める場合に行うこととする。
- ① 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率  
 ② 皮膚  
 ③ 眼  
 ④ その他文部科学大臣が定める部位又は項目
- 2 室長は、人事院規則10-4 第19条第 1 項の健康診断及び第20条第 2 項の特別定期健康診断を行うもとする。ただし、前項の問診及び検査又は検診にあって、類似の検査項目について、この規定の次の項目によることとする。
- (1) 健康診断の項目
- ① 被ばく経歴の評価
- ② 末しょう血液中の白血球数及び白血球百分率の検査  
 ③ 末しょう血液中の赤血球数及び血色素量又はヘマトクリット値の検査  
 ④ 白内障に関する眼の検査  
 ⑤ 皮膚の検査
- (2) 前号の健康診断については、使用する線源の種類等に応じて前号④に掲げる検査項目を省略することができる。
- (3) 特別定期健康診断は、その業務に従事した後 6 月を超えない期間ごとに 1 回行わなければならない。
- (4) 第 1 号に規定する特別定期健康診断の検査項目のうち、②から⑤までに掲げる検査項目については、当該特別定期健康診断を行おうとする日の属する年度の前年度の実効線量が 5 ミリシーベルトを超えず、かつ、当該特別定期健康診断を行おうとする日の属する年度の実効線量が 5 ミリシーベルトを超えるおそれのない教職員にあっては、健康管理医が必要と認めるときに限りその全部又は一部を行うものとし、それ以外の教職員にあっては、健康管理医が必要でないと認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。
- 3 室長は、前各号の規定にかかわらず、業務従事者が次の各号の一に該当する場合は、遅滞なくその者に対し健康診断を行わなければならない。
- (1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合。  
 (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合。  
 (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合。  
 (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合。
- 4 室長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。
- (1) 実施年月日  
 (2) 対象者の氏名  
 (3) 健康診断を実施した医師名  
 (4) 健康診断の結果  
 (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 5 健康診断の結果は、室長が永久に保存するとともに実施の都度記録の写を対象者に交付しなければならない。  
 (放射線障害を受けた者等に対する措置)
- 第33条 室長は、業務従事者が放射線障害を受け又は受

けたおそれのある場合には、主任者及び保健管理センター等と協議しその程度に応じ、管理区域への立ち入り時間の短縮、立入禁止、配置転換等健康の保持等に必要措置を学長に具申しなければならない。

2 学長は、前項の具申があった場合には、適切な措置を講じなければならない。

#### 第10章 記帳及び保管

##### (記 帳)

第34条 室長は、使用、保管、運搬、廃棄、自主点検及び教育並びに訓練に係る記録を行う帳簿を備え記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

##### (1) 使用

- ① 放射性同位元素の種類及び数量
- ② 放射性同位元素の使用年月日、目的、方法及び場所
- ③ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

##### (2) 保管

- ① 放射性同位元素の種類及び数量
- ② 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ③ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

##### (3) 運搬

- ① 学内又は学外における放射性同位元素の運搬の年月日及び方法
- ② 荷受人又は荷送り人、運搬を委託された者及び運搬に従事する者の氏名

##### (4) 廃棄

- ① 放射性同位元素の種類及び数量
- ② 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
- ③ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

##### (5) 自主点検

- ① 点検の実施年月日
- ② 点検結果及びこれに伴う措置の内容
- ③ 点検を行った者の氏名

##### (6) 第31条の教育及び訓練

- ① 教育及び訓練の実施年月日、項目
- ② 教育及び訓練を受けた者の氏名

3 前項に定める帳簿は各年度ごとに閉鎖し、室長が5年間保存しなければならない。

#### 第11章 危険時及び災害時における措置

##### (危険時における措置)

第35条 放射性同位元素等に関し地震、火災、運搬中の事故等の災害が起こったことにより、放射線障害が発

生した場合又はそのおそれがある場合その発見者は、別に定める放射線防護措置要領に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じなければならない。

2 放射線障害を防止するための緊急を要する作業に従事する放射線業務従事者（妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠の意思のない旨を学長に書面で申し出た者を除く）の線量限度は、次のとおりとする。

- (1) 実効線量の限度 100ミリシーベルト
- (2) 等価線量の限度 目の水晶体については300ミリシーベルト、皮膚については1シーベルト

3 学長は、第1項の事態が生じた場合は、次の事項について直ちに関係機関に通報するとともに遅滞なく文部科学大臣又は国土交通大臣に届け出なければならない。

- (1) 発生日時及び場所並びに原因
- (2) 放射線障害の状況
- (3) 応急措置の内容  
(災害時における措置)

第36条 地震、火災その他の災害が起こった場合には、別図Ⅱに定める災害時の連絡通報体制に従い、管理区域責任者は別表1に掲げる項目について巡視、点検を行い主任者及び室長に報告しなければならない。

2 震度4以上の地震及び室長が点検を必要と認める火災その他の災害が発生した場合は、別図Ⅱに基づき通報するとともに、管理区域責任者は別表2に掲げる項目について点検を行い、その結果について主任者を經由して室長に報告しなければならない。

#### 第12章 報告

##### (一般報告)

第37条 室長は、放射線障害の防止に関する法律施行規則第39条第3項に定める放射線管理状況報告書を、毎年4月1日を始期とする1年間について作成し、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の報告書を当該期間の経過後3月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

##### (報 告)

第38条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、別に定める放射線防護措置要領に従い通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合
- (2) 放射性同位元素が異常に漏えいした場合

- (3) 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合 附 則  
この規則は、平成 5 年 3 月 12 日から施行する。
- (4) 前各号のほか放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合 附 則  
この規則は、平成 8 年 6 月 24 日から施行する。
- 2 学長は、前項の通知を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日間以内に、それぞれ文部科学大臣に報告しなければならない。 附 則  
この規定は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第17条及び第36条関係)  
巡視及び点検項目

設 備 等	点 検 項 目
1 管理区域全般	① 管理区域の区画及び閉鎖設備 ② 作業環境の状況 ③ 床及び天井等の状況 ④ 標識等の状況 ⑤ 汚染検査設備及び洗浄設備の状況 ⑥ 更衣設備の状況
2 排気設備	① 作動確認 ② 排気フィルタの確認
3 排水設備	① 漏えいの有無の目視確認 ② 排水装置の作動確認
4 電源設備	① 作動確認
5 空調設備	① 作動確認
6 自動表示・警報装置	① 作動確認
7 フード	① 風量確認
8 負圧状況	① 負圧確認
9 放射性廃棄物の処理等に 必要な設備	① 作動確認 ② 目視確認
10 その他	① その他必要と認める項目

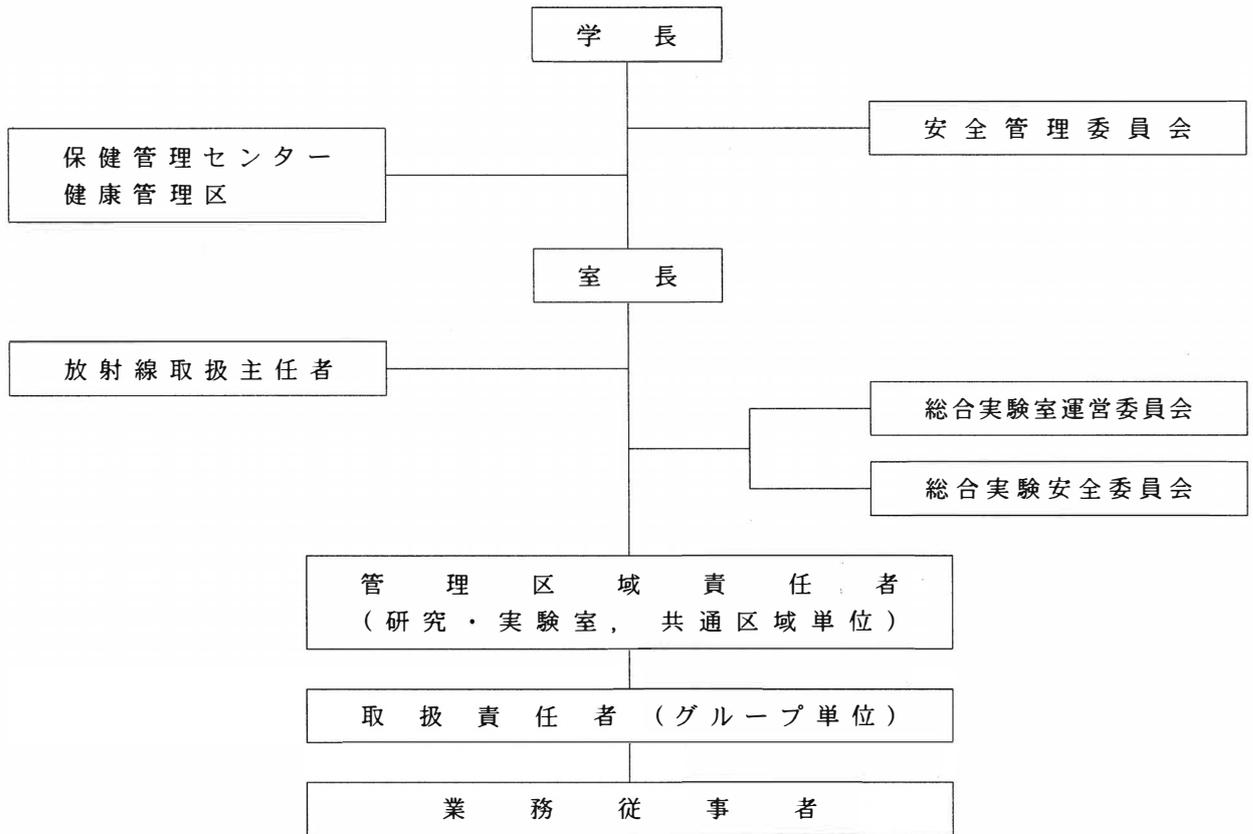
別表 2 (第18条及び第36条関係)  
自主点検項目及び頻度

区 分	点 検 項 目
1 位置等	① 位置 ② 地崩れのおそれ ③ 浸水のおそれ ④ 周囲の状況
2 主要構造部等	① 構造及び材料
3 シャヘイ	① 構造及び材料 ② シャヘイ物の状況 ③ 線量

4 管理区域	① 区画等 ② 線量 ③ 標識等
5 作業室	① 構造 ② 表面材料 ③ フード ④ 流し ⑤ 換気 ⑥ 標識
6 汚染検査室	① 位置等 ② 構造 ③ 表面材料 ④ 洗淨設備 ⑤ 更衣設備 ⑥ 器材 ⑦ 放射線測定器 ⑧ 標識
7 貯蔵室, 貯蔵箱, 貯蔵容器	① 位置等 ② 貯蔵室 ③ 貯蔵箱 ④ 貯蔵容器 ⑤ 貯蔵能力 ⑥ 標識
8 排気設備	① 位置 ② 排気浄化装置 ③ 排風機 ④ 排気管 ⑤ 排気口 ⑥ 標識
9 排水設備	① 位置等 ② 排水浄化槽等 ③ 排水管 ④ 標識
10 廃棄作業室	① 構造 ② 表面材料 ③ 流し ④ 換気 ⑤ 標識
11 有機廃液焼却炉	① 構造等 ② 焼却炉 ③ 標識
12 廃棄物保管室	① 位置等 ② 保管廃棄容器 ③ 標識
13 その他	① その他必要と認める項目

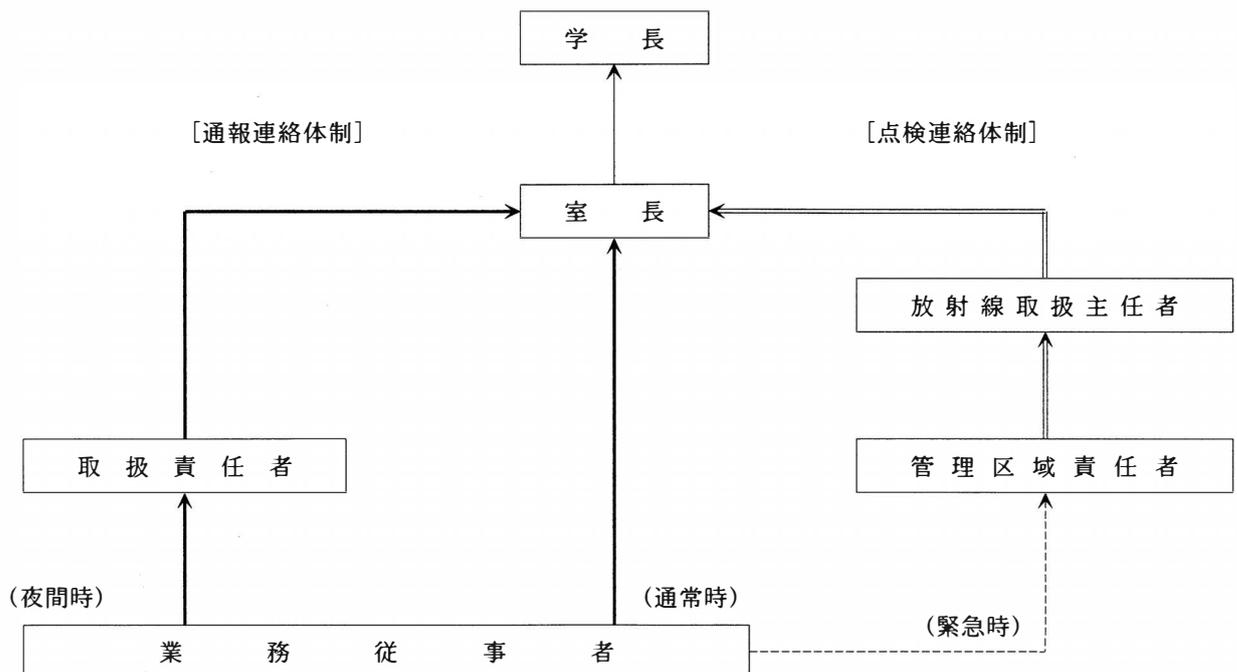
別図Ⅰ（第7条関係）

総 合 実 験 室 組 織 図



別図Ⅱ（第36条関係）

災 害 時 の 連 絡 通 報 体 制





#### 入学試験実施委員会（7月3日）

（審議事項）

- (1) 入学者選抜試験合否判定の過誤に伴う今後の対応策について
- (2) 平成14年度富山大学入学者選抜要項（案）について
- (3) 平成14年度富山大学特別選抜学生募集要項（案）について
- (4) 平成13年度高等学校（進路指導担当教諭）と富山大学との入学試験に関する懇談会実施計画（案）について
- (5) 平成13年度富山大学説明会実施要項（案）について
- (6) 進学説明会の講師派遣について

#### 教養教育運営協議会（7月10日）

（審議事項）

- (1) 新しい入学者のための受け入れ体制について
- (2) 富山大学教養教育教員研修会の開催について

#### 教養教育検討特別委員会（7月10日）

（審議事項）

- (1) 教養教育の見直しについて
  1. 教養ゼミについて

#### 保健管理センター運営委員会（7月10日）

（審議事項）

- (1) 平成13年度保健管理センター運営費予算書（案）について
- (2) 平成13年度保健管理センター業務計画（案）について
- (3) 教員の公募について

#### 入学試験実施委員会（7月10日）

（審議事項）

- (1) 入学者選抜に伴う体制について
- (2) 大学入試センター試験の5教科7科目について

#### Campus News 編集委員会（7月16日）

（議 事）

- (1) Campus News のHP掲載位置について
- (2) 関連事項（メンテナンス等について）
- (3) その他（3号記事について）

#### 学生生活委員会（7月16日）

（審議事項）

- (1) 富山大学学部学生生活委員会規則の一部改正について
- (2) 学生団体の申し入れ書等への対応について
- (3) 寮生との話し合いについて

#### 部局長会議（7月17日）

（審議事項）

- (1) 当面の諸課題について

#### 留学生センター運営委員会（7月25日）

（審議事項）

- (1) 富山大学留学生センターの理念について
- (2) 平成12年度留学生センター運営費の決算について
- (3) 平成13年度留学生センター運営費の予算について

#### 附属図書館運営委員会（7月25日）

（審議事項）

- (1) 平成13年度学生用図書購入費の予算執行について

#### スペース・コラボレーション・システム事業実施委員会

（7月26日）

（議 題）

- (1) 委員長選出について
- (2) 副委員長選出について
- (3) 平成13年度第1回スペース・コラボレーション・システム事業連絡協議会について
- (4) スペース・コラボレーション・システムの利用促進について

#### 部局長会議（7月27日）

（審議事項）

- (1) 文部科学省在外研究員候補者（若手教官）の推薦

について

- (2) 富山大学水素同位体科学研究センター放射線障害予防規則の一部改正について
- (3) 富山大学放射性同位元素総合実験室放射線障害予防規則の一部改正について

#### 大学院委員会（7月27日）

（審議事項）

- (1) 富山大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー規則（案）について

#### 評議会（7月27日）

（審議事項）

- (1) ロシア連邦極東国立大学との大学間学術交流協定について

- (2) 平成12年度大学評価「教育サービス面における社会貢献」の自己評価書について
- (3) 富山大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー規則の制定について
- (4) 富山大学低温液化室運営委員会規則の一部改正について
- (5) 富山大学低温液化室高圧ガス危害予防規程の制定について
- (6) 富山大学学長選考規則等に関する検討委員会要項の制定について
- (7) 富山大学組織運営体制の整備に関する検討委員会要項の制定について
- (8) 富山大学の教育業績評価の確立に関する検討委員会要項の制定について



## 富山大学全構成員のみなさまへ — 現状報告 —

平成13年 7 月30日付け本学学内広報誌「Campus News」臨時号に標記の記事が次のとおり掲載されました。

平成13年 7 月30日

富 山 大 学 長

6月25日に富山大学長名による「富山大学全構成員のみなさまへ 富山大学入学者選抜試験の合否判定過誤及びその後の対応の誤りについて（経過報告）」が公表されて以来、本日まで十分な情報提供がなされていないことに関して、不満を抱かれている方々も多いと思われます。しかし、このことに関しては、その間の事情に対しての認識が学内で必ずしも共有されていないことも影響していると推察されます。まずこの点について説明いたします。

6月22日評議会に審査委員会が設置され、それをもって、継続的調査と調査に基づく審査とは審査委員会に付託されました。教員の処分に関する評議会は「教育公務員特例法第9条による富山大学評議会が行う審査に関する要項」に基づき非公開とされており、その時点以降、一切の情報は審査委員会と評議会の管理の下に置かれており、調査対策委員会は事実関係に関して情報提供ができる立場にはありません。審査委員会は迅速な審査に務め、7月15日評議会に審査報告書を提出し、処分の原案を示し、評議会はそれを了承いたしました。この処分に関し、本学としては処分は未だ評議会の議を経ておらず、処分対象者からの陳述申し立ての可能性もあることから、処分の種類と人数に留めた発表をいたしました。一部報道機関からはそのことを捉えて「隠蔽体質」との批判もありました。しかし、処分は教員の人権と身分に関わることであり、適正なルールに則り行われるべきであるとの本学の立場は変えておりません。調査対策委員会としても、本学の方針に従い、迅速な情報提

供ができない制約下で、取材等に基づき断片的事実がおおきく報道される状況は好ましいものとは言えませんが、今暫くは審査の進行を見守りたいと考えております。

審査の今後の予定ですが、7月31日までは、陳述申し立てを行う期間が設定されております。現段階で書面による申し立てを含め7名の方が陳述申し立てを請求されております。7月27日の評議会は、評議会でこの陳述を聴取することを認めると同時にその陳述に基づいて再審査を行うための再審査委員会を設置しました。8月10日前後までには事実関係が確定され、最終的に処分が決定される見込みです。調査対策委員会は、その直後にも評議会に提出される審査報告書に基づいた最終報告書を公表します。

みなさまへの説明会は、みなさまがこの最終報告書を受取された後速やかに開催する手筈になっています。その際には、学長として所信表明を行う所存です。また、説明会の開催が夏期休暇期間にあっていることから、適当な時期を選択して再度説明会を開催することも検討しています。

調査対策委員会の付託を受けて、入試実施委員会をはじめとして、入試実施委員会の下に設置されている各専門委員会は、現在精力的に入学試験体制の抜本的見直しのために取り組んでいます。特にこの特殊な状況下の重圧に耐えて、誠意を持って電算処理システムの改善策を検討してくださっている、今年度の電算処理専門委員の方々に深く感謝申し上げます。来年度の入学試験が万全の体制で行われるよう、みなさまの協力を強くお願いいたします。

人文学部においては、学部の総力を挙げて事案の対応に取り組んできましたが、この間、2名の新たな合格者の方が入学され、7月11日（水）入学式が執り行われ、富山大学生としての生活をスタートされました。現在夏期休暇期間を使って、今年度前期分の授業履修が行われています。これに関しては、人文学部のみならず教養教育担当教員の協力があって初めて可能であったことを申し添えます。

人文学部は「富山大学人文学部入試合否判定過誤にかかわる支援対策基金」を設立し、人文学部教員が俸給月額3割を拠出することによって、入学金の立て替えや奨学金制度の設置など就学援助を行うとともに、16名の新たな合格者の方々へ今回の不祥事に対するお詫びを行いました。奨学金は一時金ではなく、就学中継続して支援が行われるため、来年度以降も募金活動が行われます。

富山大学としても、今回多大のご迷惑をおかけしたみなさまに大学としての謝罪の気持ちを表す基金設立のための募金方法等について検討しています。

このような本学、及び調査対策委員会の方針と立場に関して、より早い機会にみなさまにお伝えすべきであったというご批判は甘受いたします。ですが極めて流動的状況の中で、審査の日程すらがようやく見定められる段階になったということもご理解いただきたいと存じます。調査対策委員会の最終報告書によって、より詳しく正確な事実関係と本学がこの間取ってきた対策とが明らかになると思います。

## 人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	異動前の所属官職	異 動 内 容
採 用	13. 7. 1	大路 貴久		講師 工学部 (電気電子システム工学科電気システム工学)
	"	片山 進		技能補佐員 (学生部厚生課調理師)
昇 任	13. 7. 1	新里 泰孝	助教授 経済学部 (経済学科理論経済学)	教授 経済学部 (経済学科理論経済学)
	"	荒井 誠一	総務部研究協力課研究協力係主任	総務部研究協力課専門職員
	"	松木 吉彦	富山工業高等専門学校会計課施設係	施設課電気係主任

昇 任	"	林 英則	施設課電気係主任	核融合科学研究所管理部施設課設備第一係長
任用更新	13. 7.23	岡根 江見	技術補佐員（経済学部）	任用を更新する（～13. 7.31）
休 職	13. 7. 1	松井 博文	総務部企画室大学改革係主任	期間更新（～13. 9.30）
辞 職	13. 7.17	永森 良夫	臨時用務員（人文学部・理学部作業員）	辞 職
	13. 7.31	久湊 達二	臨時用務員（学生部厚生課作業員）	"
退 職	13. 7. 1	片山 進	技能補佐員（学生部厚生課調理師）	平成13年 6 月30日限り退職
	13. 7.14	松井 輝代	臨時用務員（教育学部炊婦）	平成13年 7 月13日限り退職
	"	堰免 芳子	臨時用務員（教育学部炊婦）	"
	"	仲谷千鶴子	臨時用務員（教育学部炊婦）	"
	"	藤井 香	臨時用務員（教育学部炊婦）	"
育児休業	13. 7. 2	京極真由美	文部科学技官（工学部）	育児休業（～14. 4.10）

## 学 内 諸 報

### 富山大学入学式を挙行

本学の入学試験採点ミスで、平成9年～10年度に誤って不合格とされた人文学部16人の受験生のうち、今年度前期からの入学を希望した男女2人の入学式が、7月11日（水）に本学本部大会議室で行われました。

式には入学生2名と小澤学長等が出席し、同学長は挨拶の中で、「最もあってはならない致命的な不祥事で、余りにも遅きに失した入学の時を迎えられたことは、ただひれ伏してお詫びを申し上げるほかはありません。」と陳謝し、「不当に失われた時を少しでも早く取り戻し、普通の学生として過ごされる事を願っています。」と述べられました。

入学者2名は今年4月からの入学扱いとなり、7月16日から約2ヶ月間の特別講義を受けた後、後期が始まる10月9日から他の学生と同様に講義を受ける予定です。

（歓迎の辞）

この度、本学の人文学部に御入学された皆様。

あなた方は、本来ならば、4年前の4月に、あるいは3年前の4月に、晴れやかな気持ちで、希望を胸に抱いて本学の門をくぐっておられた筈でした。それが、返す

返すも無念なことには、合否判定のミスと、その隠蔽という、教育機関にとっては最もあってはならない致命的な不祥事のために、長きにわたって、勉学の機会を奪われたまま放置され、本日ようやく、余りにも遅きに失した入学の時を迎えられました。

この間にあなた方が失った時間のかけがえのなさ、受けた痛手の大きさを思う時、私どもはただひれ伏してお詫びを申し上げるほかはありません。

本当に申し訳ありませんでした。

私どもは、事件についてお知らせして以来、あなた方を含めた16人の新たな合格者の方々に対する心からの謝罪、原因の徹底的な究明、責任者への厳正な処分、再発防止のための対策に懸命に取り組んで参りました。そして、事件の衝撃から本学がようやく立ち直ろうとしているいま、思いもかけず、あなた方をお迎えすることができたことは、私どもにとって、どれほど大きな救いであり、励ましであったか分かりません。

もちろん、あなた方にとってこの選択は、苦渋に満ちたものであった筈です。4年間のハンデは急に解消できるものではありませんし、本学への不信感を乗り越えることも、容易なことではなかったと思います。しかし、それだけに、あなた方があらゆる困難を覚悟して、本学への入学を決意された、その勇気と、学ぶことへの熱意に対して、私どもは深い敬意と感謝の念を抱かずにはおられません。

そうした、あなた方のお気持ちに答えるために、私どもはいま全学を挙げて、あなた方が安心して日々の勉学にいそむ事ができるような環境を整えつつあります。言うまでもなく、それは、あなた方を他の学生たちと区別して、特別に扱うためではありません。そうした扱いは、却ってあなた方の自尊心を深く傷つける事になるでしょう。その意味で、私どもが衷心から願っているのは、あなた方が、不当に失われた時を少しでも早く取り戻し、あくまでも「普通の学生」として、心置きなく日々のキャンパスライフを過ごして頂けるようになることです。そのために必要な事ならについては、私どもが責任をもって果たし続けていくことを、ここにお誓い申し上げます。

ところで、あなた方を本学の学生として迎え入れるにあたり、私はここで、あなた方がこれから取り組もうとしている学問について、少しだけ触れておきたいと思えます。

その場合、今回の事件を引き起こした大学の責任者として言えば、今回の事件とは無関係に学問の話だけを切り離して述べることも、あるいは逆に、事件と学問の話が安易に結びつけて論じられることも、ともに潔しとしないものがあります。しかし、実を言うと、私自身はつい最近まで人文学部の教師をしておりました。そういう立場で、つまり人文学部で人文科学と総称される学問に携わってきた一介の教師としてあなた方の前に立った時、人文

系の学問を学ぶということが、あなた方にとってどういう意味があるのか、ということについて、私なりの考えの一端を述べておきたいのです。

まず、大学を志望する人たちの多くは、多分、将来の就職のことを考えて、自分の行きたい学部や専攻分野を決めているはずですが、しかし、それならば、この厳しい就職難の時代に、就職には必ずしも直結しない専攻分野の人文学部に、人々はなぜ、何を求めてやってくるのでしょうか。その動機は人によって様々でしょうが、そこには、安定した職業について高い収入を得ること以上に、人々を引きつける何かがあるからに違いありません。その何かとは何であるかということも、人によって色々でしょうが、おそらく、共通して言えるのは、人文科学というものが、自分を含めた「人間」そのものを扱う学問であり、「人間とはどういう生き物なのか」「人生の目的は何か」といった、根源的な問いに答えてくれる、いわば「知恵の宝庫」だからではないでしょうか。

その意味で、人生の最も大切な時期に、まさに不条理というほかはない出来事に遭遇されたあなた方が、ほかでもない人文学部を志望してこられたということの中には、何か偶然でないものが潜んでいるように思えてなりません。もちろん、私どもに、正面切ってそれを言う資格はありませんが、人が人を裏切ることがあっても、学問だけは決して人を裏切ることはない。永年、人文科学と付き合ってきた一人の老いた学究として、そのことだけを、是非お伝えしておきたいと思えます。

これからのあなた方の学園生活が、実り豊かなものとなることを心から願って、私の挨拶といたします。どうか頑張ってください。

平成13年7月11日

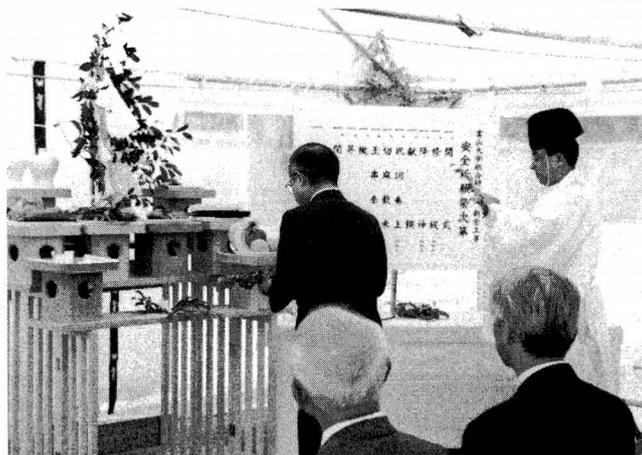
富山大学長 小 澤 浩

## 総合研究棟起工式を実施

旧文部省の文教施設部が調査研究として行った、「今後の国立大学施設の整備充実に関する調査協力者会議」の「学部、学科、研究科など個別組織単位の施設でなく全学共通の施設として整備していく必要がある。」の提言に基づく具現化のひとつである本学総合研究棟の起工式が、6月11日(月)に岡部理学部長、施設課長及び工事関係者等が出席して実施されました。これは、複数の学部・学科が密接な機能的連携の共有・融合に止まらず、競争的研究経費を獲得した研究者が評価に基づき使用することができ、将来の教育・研究の変化に対応するため、間仕切りのない大空間とした流動的スペース（オープン・ラボ）で構成され、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（起業家育成の施設として、幅広く産、官、学、合同研究の部屋として利用されるもの）との合築による複合施設です。また、既存施設（理学部）を再生す

るための改修工事を行う際の受け皿となる施設でもあり、本学施設再生の軸となる施設として期待されています。

建物は7階建てで、延床面積は約6,480㎡。完成は平成14年3月末の予定です。



△玉串を奉上する岡部理学部長

## 高等学校の進路指導担当教諭との懇談会を開催

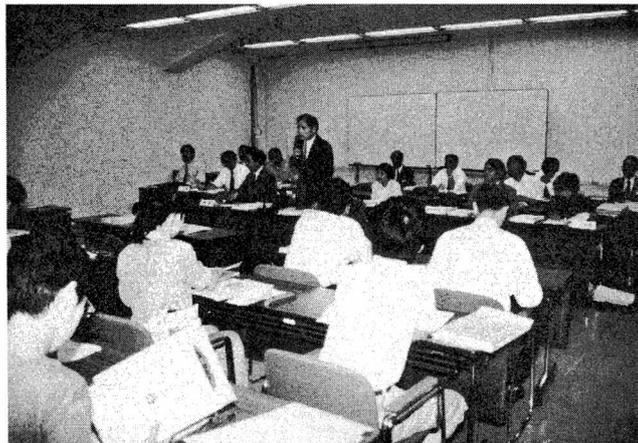
「平成13年度高等学校と富山大学との入学試験に関する懇談会」が7月19日(木)に本学黒田講堂において開催されました。

この懇談会は、本学の入試内容や教育内容等について理解を得ることを目的として毎年開催されているもので、今回は、富山県のほか石川、福井及び新潟県の高等学校進路指導担当教諭約80名と、小澤学長をはじめ、鈴木副学長、各学部入試関係委員など本学関係者16名が出席しました。

懇談会に先立ち、小澤学長から、今回の本学人文部における合否判定過誤とその後の対応の誤りについて、謝罪及び経過説明がありました。

懇談会では、本学から平成14年度富山大学入学試験の概要や各学部（学科・課程）の特色などについて説明の

後、高等学校側から本学に対する質問・要望等が寄せられるなど活発な意見交換が行われ、充実した懇談会となりました。



## 五福キャンパスの校内一斉清掃を実施

本学では、「教育研究の場にふさわしい学園環境の維持」を目的に、毎年五福キャンパスの一斉清掃を年2回実施しており、その第1回目の清掃が7月17日（火）の午後3時から約1時間にわたり実施されました。

当日は猛暑の中にもかかわらず、教職員251名、学生158名、計409名が参加し、キャンパス内に捨てられた空缶・吸殻等ゴミの収集と溝の清掃、除草等の作業を行い、キャンパスの環境美化に貢献しました。



## 就職ガイダンスと企業合同説明会を開催

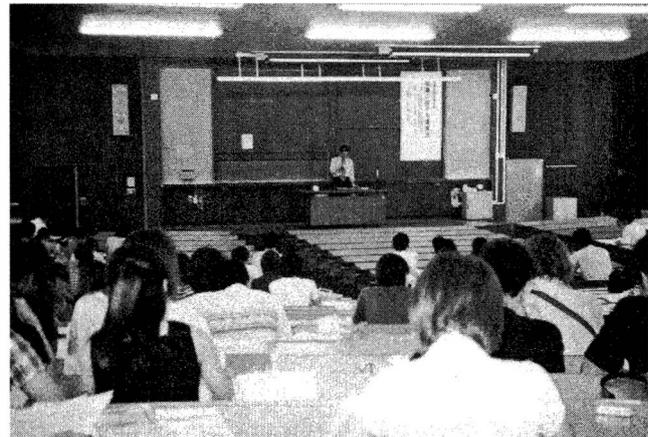
本学では毎年、3年生と4年生の就職活動の支援を行っています。

7月25日（木）に3年生を対象としたガイダンスが就職情報関係会社から講師を招聘して開催されました。これは、各学生に今年の就職活動の現状と今後の就職活動に関する情報を伝えるとともに、明年度の就職に備え、有意義な夏休みを過ごしてもらうことを目標としたものです。

講演会では講師から昨今の厳しい雇用環境状況についての説明や今後の就職活動の進め方として、①自分を知る②社会（業界・企業）を知る③自己表現をする等が重要であるとのアドバイスがあり、参加した約200人の学生はメモを取るなどして真剣に聴き入っていました。

また、7月27日（金）に4年生を対象とした企業合同

説明会が富山県内から約30社が参加して、本学学生会館で開催され、背広やスーツ姿、あるいは白衣などの普段着の学生が多数参加して、各企業から採用情報などの説明を受けていました。



## 学校図書館司書教諭講習会が実施される

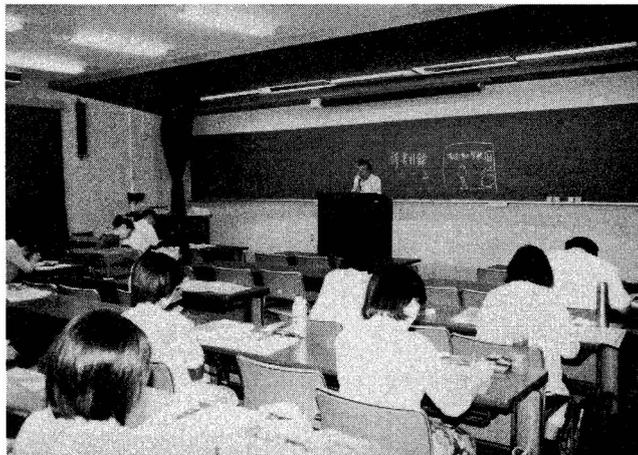
平成13年度学校図書館司書教諭講習が、7月30日（月）から8月9日（木）まで黒田講堂会議室を主会場として実施されました。

この講習は、学校図書館の専門的職務に携わる司書教諭を養成するため、文部科学大臣の委嘱を受け毎年実施されているもので、本学は平成5年度から担当し、今回で9回目を数えます。

本年度は107人の参加があり、その内訳は現職教諭83人、学生（3年次以上）17人、その他7人でした。

参加者は、猛暑にもかかわらず、学校図書館司書教諭の資格取得に向けて、熱心に受講していました。

なお、講義の内容等は、次のとおりです。



月 日	時 間	9 10 11 12 13 14 15 16 17										講 師
7月30日（月）	<受付>			学校経営と		昼 休 み			学校経営と		富山短期大学 非常勤講師 村上和子	
7月31日（火）	8:30~8:45			学校図書館					学校図書館			
8月1日（水）	<連絡事項>											
8月2日（木）	8:45~9:00			学外施設見学								
8月6日（月）	<受付>			学校図書館		昼 休 み			学校図書館		東京学芸大学 教授 高鷲忠美	
8月7日（火）	8:30~8:45			メディアの構成					メディアの構成			
8月8日（水）	<連絡事項>											
8月9日（木）	8:45~9:00											

## 海 外 渡 航 者

渡航の種類	所 属	職	氏 名	渡航先国	目 的	期 間
外国出張	工学部	講師	宮 武 滝 太	韓 国	日韓共同理工系学部留学生の受入 に関して学生に大学説明を行う。	13. 7.10 13. 7.12
	工学部	教授	竹 越 栄 俊	韓 国	7th ISTESCにおいて研究発表及 び討論	13. 7.11 13. 7.14
	理学部	助手	山 崎 裕 治	ロ シ ア	ロシア・アムール川源 流域に 対するヤツメウナギ類の生息環境調査 の打合せ	13. 7.12 13. 8. 4
	理学部	教授	清 水 正 明	ペ ル ー	クントゥル・ワシ遺跡の出土遺物 の科学分析	13. 7.15 13. 8. 4
	理学部	助教授	藤 浩 明	アメリカ合衆国	長期海底電磁気観測設置及び観測	13. 7.16 13. 8.30

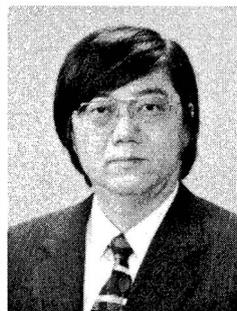
	工学部	講師	角 島 浩	連 合 王 国	Euro Conference NEEDS 2001に出席, 研究発表	13. 7.23 } 13. 8. 1
	教育学部	教授	山 西 潤 一	デ ン マ ー ク	7th World Conference on Computer in Education (第7回コンピュータの教育利用世界会議) に出席, 研究発表	13. 7.28 } 13. 8. 4
海外研修	理学部	教授	鳴 橋 直 弘	連 合 王 国	第8回国際キイチゴ属・スグリ属プレシポジウムに出席, 発表	13. 7. 2 } 13. 7.16
	理学部	教授	山 田 恭 司	ア メ リ カ 合 衆 国	北米アパラチア山脈に分布する寄生植物の調査・研究	13. 7. 4 } 13. 9.12
	工学部	教授	羽多野 正 俊	イ タ リ ア	国際会議AIM'01に出席, 発表	13. 7. 5 } 13. 7.18
	工学部	教授	森 克 徳	ア メ リ カ 合 衆 国	2001年低温工学会議及び低温材料学会 (CEC/ICMC2001) に出席, 研究発表	13. 7.16 } 13. 7.23
	理学部	助手	横 山 初 台	台 湾	OMCOS-11に出席・発表	13. 7.21 } 13. 7.26
	教育学部	助教授	堀 田 朋 基	ド イ ツ	第6回ヨーロッパスポーツ科学学会に出席, 発表	13. 7.22 } 13. 7.28

表

彰

### 山西教授が北陸テレコム懇談会会長表彰を受賞

7月24日(火)、山西 潤一教育学部教授(情報処理センター長)が豊富な知識と経験に基づき、北陸経済連合会の基盤整備専門委員会の主査として、「北陸における次世代情報ネットワークの活用について」の報告書作成や、提言に尽力するとともに、学会や講演会等を通して次世代情報教育のあり方などの情報教育の啓発・普及活動面において指導的役割を果たし、北陸地域の情報化に寄与したとして北陸テレコム懇談会会長より表彰されました。山西教授は教育学部情報教育課程教育情報システム専攻所属。専門は教育工学。



# 主 要 行 事

## 本 部

- 7月2日 事務局連絡会  
 3日 運営会議  
 入学試験実施委員会  
 4日 産業雇用連絡協議会（於：ポルファートトヤマ）  
 水質保全センター運営委員会  
 10日 教養教育運営協議会  
 教養教育検討特別委員会  
 大学入試センター試験富山県地区連絡会議  
 保健管理センター運営委員会  
 入学試験実施委員会  
 11日 総合研究棟起工式  
 入学式  
 16日 事務局連絡会  
 Campus News 編集委員会  
 学生生活委員会  
 16～18日 厚生補導研究協議会（於：国立オリンピック記念青少年総合センター）  
 17日 部局長会議  
 情報処理センター運営委員会  
 校内一斉清掃  
 19日 自己点検評価委員会  
 高等学校と本学との入学試験に関する懇談会  
 23日 事務局連絡会  
 低温液化室運営委員会  
 24日 入学試験実施委員会  
 事務協議会  
 機器分析センター運営委員会  
 運営会議  
 25日 留学生センター運営委員会  
 就職講演会  
 25～26日 全国大学保健管理協会東海・北陸地方部会研究集会（於：高志会館）  
 26日 SCS事業実施委員会  
 27日 部局長会議  
 大学院委員会  
 評議会  
 就職に関する企業（合同）説明会

授業料債権管理システム説明会

- 30日 事務局連絡会  
 国立大学の設置形態に関する検討特別委員会・富山大学の在り方に関する検討特別委員会の合同委員会  
 運営諮問会議委員選考委員会

## 人 文 学 部

- 7月3日 学部入学試験委員会  
 4日 教授会（臨時）  
 学部教務委員会  
 9日 学部予算委員会  
 教授会（臨時）  
 11日 教授会  
 学部学生生活・就職指導委員会  
 学部入学試験委員会  
 12日 学部予算委員会（持ち回り）  
 17日 校内一斉清掃  
 18日 教授会  
 19日 学部入学試験委員会  
 23日 教授会（臨時）  
 学部国際交流委員会（持ち回り）  
 25日 教授会

## 教 育 学 部

- 7月4日 学部入学試験委員会  
 附属教育実践総合センター運営委員会  
 附属養護学校 学校説明会（中学部・高等部）  
 5日 附属養護学校 学校説明会（小学部）  
 6日 教育学部及び附属学校園共同研究プロジェクト運営委員会  
 10日 附属養護学校避難訓練  
 11日 研究科小委員会  
 研究科委員会  
 教授会  
 人事教授会  
 17日 学部一斉清掃  
 附属幼稚園第1学期終業式

- |  |   |
|--|---|
| 18日 「総合的な学習の時間」に関する教育運営協議会<br>学部入学試験委員会<br>学部学生生活委員会<br>附属小学校第1学期終業式 | 12日 学部入試委員会                               |
| 19日 附属中学校及び附属養護学校第1学期終業式   | 13日 学部教務委員会                               |
| 25日 教授会（臨時）<br>学部配分比率評価委員会<br>安全管理に関する学生への説明会<br>教育職員免許状取得に関する説明会    | 17日 理学部将来計画策定ワーキンググループ会議<br>校内一斉清掃        |
| 26日 学部図書委員会  | 18日 大学院理工学研究科博士前期課程理学部会<br>教授会<br>人事教授会   |
| 27日 学部入学試験委員会  | 23日 出前講義（富山県立小矢部園芸高等学校）<br>" （富山県立福野高等学校） |
|  | 24日 理学部将来計画策定ワーキンググループ会議                  |
|  | 28日 夢・化学-21（主対象：高校生）                      |

経 済 学 部
---------

工 学 部
-------

- 7月2日 学部国際交流委員会（持ち回り）
- 3日 研究科委員会小委員会
- 4日 学部総務委員会  
学部教務委員会
- 6日 人事基本問題検討委員会
- 10日 将来構想等検討委員会  
学部入学試験委員会
- 11日 人事教授会  
研究科委員会  
教授会
- 17日 校内一斉清掃
- 25日 学部教務委員会
- 26日 学部入学試験委員会  
情報処理委員会（持ち回り）  
図書等委員会（持ち回り）
- 27日 財務委員会
- 30日 就職ガイダンス

30日～8月1日

外国人留学生実地見学旅行

理 学 部
-------

- 7月4日 理学部将来計画策定ワーキンググループ会議  
学科長会議
- 10日 学部予算委員会  
理学部将来計画策定ワーキンググループ会議
- 11日 第3学年次編入学者選抜試験  
総合研究棟安全祈願式  
大学院理工学研究科博士後期課程部会

7月4日 工学部編入学試験（学力検査による選抜）

- 5日 学部運営委員会
- 9日 入学試験検討委員会
- 10日 学部教務委員会
- 11日 教授会  
専任教授会  
理工学研究科博士前期課程工学部会  
工学研究科博士後期課程委員会  
理工学研究科博士後期課程部会  
理工学研究科博士後期課程部会（工学系）  
工学部編入学試験（学力検査による選抜）合格発表
- 12日 学部自己点検評価委員会
- 16日 外国人留学生委員会  
学部学生生活委員会
- 17日 臨時教授会  
校内一斉清掃
- 18日 紀要委員会
- 23日 学部自己点検評価委員会
- 24日 学部教務委員会
- 25日 学部将来計画委員会

附 属 図 書 館
-----------

7月9日～13日

- 中学生の体験学習「14歳の挑戦」指導ボランティア
- 18日 校内一斉清掃
- 25日 附属図書館運営委員会

地域協同研究センター

7 月 4 日 講演会

演題：特許の取得と権利について（第 2 回目）

講師：扇谷 高男（特許庁審判部主席審査官）

18日 運営委員会

27日 運営委員会（持ち回り）



△ 総合研究棟起工式

編 集 富山大学総務部企画室 〒930-8555富山市五福3190 TEL. (076) 445-6029 FAX. (076) 445-6033  
印刷所 あげぼの企画(株) 〒930-0031富山市住吉町1-5-8 TEL. (076) 424-1755 FAX. (076) 423-8899